

記入例

健康保険 任意継続被保険者 資格取得申出書

1	勤務していた時に使用していた被保険者等の記号及び番号	①	-	
2	申出者の生年月日	昭和	平成	5	0	0	3	0	5	
3	申出者の氏名	(フリガナ) ケンボ	タロウ	(氏) 健保	(名) 太郎					
4	性別	②	男	女						
5	申出者の住所	郵便番号	780-0000	(フリガナ) コチケン	コチシ	〇〇	1-1	△△マンション101	③	
				高知	都府県	高知市	〇〇	1-1	△△マンション101	
6	電話番号	④	088	(XXX)	XXXX					
7	被扶養者の有無	⑤	有	無	「有」を「〇」で囲んだ場合は、下記の「健康保険 被扶養者届【資格取得時】」を記入してください。					
8	資格喪失年月日 (退職日の翌日)	⑥	令和	令和	0	5	1	1	0	1
9	保険料の納付方法	⑦ 保険料の納付方法について、次のいずれか一つに☑をつけてください。								
		<input type="checkbox"/>	四銀自動送金 (毎月納付のみ)	<input checked="" type="checkbox"/>	毎月納付	<input type="checkbox"/>	6カ月前納	<input type="checkbox"/>	12カ月前納	
		※1 「四銀自動送金」は四国銀行に口座をお持ちの方のみ、ご利用いただけます。 ※2 「6カ月前納」および「12カ月前納」を希望された場合、資格取得年月日(上記10欄の日)の属する月の月末までに前納保険料を納付していただく必要があります。								

健康保険 被扶養者届【資格取得時】

- 任意継続被保険者の資格取得時に、被扶養者となられる方について記入してください。
- 資格取得日の翌日以降に被扶養者となられる方は、別途「被扶養者(異動)届」を提出してください。

被扶養者欄	12	13	14	15	16	17	18
	被扶養者の氏名	被扶養者の生年月日	性別	続柄	職業	年間収入	同居別居の別
	(フリガナ) ケンボ ハナコ 健保 花子	昭和 平成	51年10月22日	男 女	妻	0 万円	同居・別居
	(フリガナ) ケンボ シロウ 健保 次郎	昭和 平成	1年2月3日	男 女	子	〇〇大学 3年 0 万円	同居・別居
	(フリガナ)	昭和 平成	年 月 日	男 女		万円	同居・別居
	(フリガナ)	昭和 平成	年 月 日	男 女		万円	同居・別居

受 付 日 付 印

①被保険者等の記号・番号は左づめで記入してください。

②住所は、アパート名、棟室、番号まで記入してください。

③市外局番から記入してください。また、携帯電話の番号でも構いません。

④被扶養者がいる場合は「有」を「〇」で囲み、下記の「健康保険 被扶養者届【資格取得時】」に必要事項を記入してください。

⑤資格喪失年月日(退職日の翌日)を記入してください。
退職日の翌日が任意継続被保険者の資格取得日になります。資格取得日の属する月から保険料納付が必要です。

⑥自動送金を希望する方は「四銀自動送金」に☑をつけてください。また、自動送金ではなく、納付書にて納付を希望する方は、「毎月納付」「6カ月前納」「12カ月前納」のいずれか一つに☑をつけてください。
※別紙【保険料の納付方法について】もご覧ください。

⑦被扶養者がいる場合は、必要事項を記入してください。
※添付書類が必要な場合があります。下記の【この届書に添付して提出するもの】をご覧ください。

【提出先】

近森会健康保険組合へ提出してください。

【提出期間】

- 退職日の翌日(資格喪失日)から20日以内(20日目が土日・祝日の場合は翌営業日)に提出してください。なお、やむを得ない正当な理由(天災地変、交通・通信関係のスト等)があると認められる場合は、この限りではありません。
- 郵送による提出もできます。20日以内に近森会健康保険組合必着となるよう提出してください。

◆健康保険被扶養者届【資格取得時】

【この届書に添付して提出するもの】

- 16歳以上の方を被扶養者として届け出る場合は、収入要件を満たすことを確認できる以下の書類が必要です。ただし、高校生以上の学生の方は、職業欄に在学中の学校名および学年(××高校2年、〇〇大学3年)を記入することで、添付書類は不要となります。
 - ① 「所得証明書」「非課税証明書」など
 - ② 離職等により収入に変動があった場合・・・「離職票の写し」「雇用保険受給資格者証の写し」「勤務先の事業主が証明した給与等の支払い証明書」など
 - ③ 年金収入がある方の場合・・・①の書類と併せて、「年金振込通知書の写し」「年金額改定通知書の写し」など
2. 申出者の配偶者、子、父母、祖父母、孫、弟妹以外の方を被扶養者として届け出る場合は、その方が申出者と同居していることを証明できる書類(「住民票」など)

別紙<大切なお知らせ>を必ずお読みいただいたうえで申出書を提出してください。